

子 福 第 689 号  
平成 29 年 6 月 20 日

管内市  
南部広域市町村圏事務組合 民生主管部（課）長 殿

沖縄県  
子ども生活福祉部長  
（公印省略）

### 社会福祉法第 59 条の規定に基づく届出について（通知）

すべての社会福祉法人は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号、以下「法」という。）第 59 条の規定に基づき、書面の提供（社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号、以下「規則」という。）第 9 条第 1 項第 1 号）、電子的方法による提供（規則第 9 条第 1 項第 2 号）又は届出計算書類等の内容を当該届出に係る行政機関及び独立行政法人福祉医療機構の使用に係る電子計算機と接続された届出計算書類等の管理等に関する統一的な支援のための情報処理システムに記録する方法（いわゆる「社会福祉法人財務諸表等電子開示システム」を活用した届出を指す。規則第 9 条第 1 項第 3 号）のいずれかの方法により、当該法人の財務諸表等を毎会計年度終了後三月以内に所轄庁へ届け出る必要があります。

しかしながら、社会福祉法人財務諸表等電子開示システムは、法第 45 条の 34 第 1 項第 3 号に規定する「報酬等の支給の基準を記載した書類」ほか下記に掲げる書類（以下「システム対象外届出書類」という。）の届出に対応していないため、同システム以外の方法（書面の提供又は電子的方法による提供）により、別途所轄庁へ届出をする必要があります。

つきましては、貴職が所轄する社会福祉法人が、社会福祉法人財務諸表等電子開示システムを活用した方法により法第 59 条に基づく届出をする場合には、システム対象外届出書類もあわせて届出がなされるよう、所轄する社会福祉法人に対する指導等を含め、適切な対応をお願いします。

なお、貴職にて受理したシステム対象外届出書類は、法第 59 条の 2 第 2 項、第 3 項及び第 6 項並びに規則第 10 条の 2 に規定する調査事項には該当しないことから、原則として県へ提供する必要が無いことを念のため申し添えます。

## 記

- 1 事業報告書（法第 45 条の 32）
- 2 これらの附属明細書（法第 45 条の 32）
  - (1) 借入金明細書
  - (2) 寄附金収益明細書
  - (3) 補助金事業等収益明細書
  - (4) 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
  - (5) 事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書
  - (6) 基本金明細書
  - (7) 国庫補助金等特別積立金明細書
  - (8) 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書
  - (9) 引当金明細書
  - (10) 積立金・積立資産明細書
  - (11) サービス区分間繰入金明細書
  - (12) サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書
  - (13) 就労支援事業別事業活動明細書
  - (14) 就労支援事業製造原価明細書
  - (15) 就労支援事業販管費明細書
  - (16) 就労支援事業明細書
  - (17) 授産事業費用明細書
- 3 これらの監査報告（法第 45 条の 32）
- 4 これらの会計監査報告
- 5 役員等名簿（法第 45 条の 34 第 1 項第 2 号）
- 6 報酬等の支給の基準（法第 45 条の 34 第 1 項第 3 号、法第 45 条の 35 第 2 項）
- 7 事業計画

### 留意事項

経営する社会福祉事業の種類等及び社会福祉法・関係政省令等の規定により、作成が義務付けられている書類が異なるので留意すること。

(参考1) 社会福祉法 (昭和26年法律第45号)

#### 第45条の34

社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に (社会福祉法人が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立した日以後遅滞なく)、厚生労働省令で定めるところにより次に掲げる書類を作成し、当該書類を五年間その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所に備え置かなければならない。

- 一 財産目録
- 二 役員等名簿 (理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。第4項において同じ。)
- 三 報酬等 (報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。次条及び第59条の2第1項第2号において同じ。) の支給の基準を記載した書類
- 四 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類

2 前項各号に掲げる書類 (以下この条において「財産目録等」という。) は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3～5 (略)

#### 第59条

社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を所轄庁に届出なければならない。

- 一 第45条の32第1項に規定する計算書類等
- 二 第45条の34第2項に規定する財産目録等

#### 第59条の2

1 (略)

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人 (厚生労働大臣が所轄庁であるものを除く。) の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項について、調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料を作成するものとする。この場合において、都道府県知事は、その内容を公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に対し、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法により報告するものとする。

3 都道府県知事は、前項前段の事務を行うため必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人の所轄庁 (市長に限る。次項において同じ。) に対し、社会福祉法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。

4・5 (略)

6 厚生労働大臣は、前項の施策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。

### 法 59 条の 3

厚生労働大臣は、都道府県知事及び市長に対して、都道府県知事は、市長に対して、社会福祉法人の指導及び監督に関する事務の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

(参考2) 社会福祉法施行規則 (昭和26年厚生省令第28号)

## 第9条

法第59条の規定による計算書類等及び財産目録等 (以下「届出計算書類等」という。) の届出は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- 一 書面の提供 (次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法による場合に限る。)
  - イ 届出計算書類等が書面をもつて作成されている場合  
当該書面に記載された事項を記載した書面二通の提供
  - ロ 届出計算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合  
当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面二通の提供
- 二 電磁的方法による提供 (次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法による場合に限る。)
  - イ 届出計算書類等が書面をもつて作成されている場合  
当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供
  - ロ 届出計算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合  
当該電磁的記録に記録された事項の電磁的方法による提供
- 三 届出計算書類等の内容を当該届出に係る行政機関 (厚生労働大臣、都道府県知事及び市長をいう。以下同じ。) 及び独立行政法人福祉医療機構法 (平成14年法律第166号) に規定する独立行政法人福祉医療機構の使用に係る電子計算機と接続された届出計算書類等の管理等に関する統一的な支援のための情報処理システムに記録する方法

## 第10条の2

法第59条の2第2項、第3項及び第6項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項 (個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。) とする。

- 一 法第45条の27第2項に規定する計算書類の内容
- 二 法第45条の32第1項に規定する附属明細書のうち社会福祉法人会計基準第30条第1項第10号に規定する拠点区分資金収支明細書及び同項第11号に規定する拠点区分事業活動明細書の内容
- 三 法第45条の34第1項第1号に規定する財産目録の内容
- 四 法第45条の34第1項第4号に規定する書類 (第2条の41第15号に規定する事項が記載された部分を除く。) の内容
- 五 承認社会福祉充実計画の内容
- 六 その他必要な事項



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

平成29年度社会福祉法人指導監査  
ブロック別担当者研修会

資料1

# 平成29年度 社会福祉法人指導監査ブロック別 担当者研修会

厚生労働省  
社会・援護局福祉基盤課

# (付 録)

# 法第59条の規定により社会福祉法人が届出を行う書類等の公表について①

届出又は申請事項			所轄庁への届出又は申請事項 (法第59条)	調査事項 (システムによる県・国への報告・提供事項) (法第59条の2第2項、第3項、第6項)	公表事項 (法第59条の2第1項第3号)	公表方法		
定款 (設立時の承認の申請 法31条1項) (変更の承認の申請 法45条の36第2項) (軽微な変更の場合の届出 法45条の36第4項)			○ (法第31条, 45条の36, 59条)	×	○ (第1号)	法人HP等		
計算書類等 (法第59条第1号)	計算書類 (法45条の32)	貸借対照表 (法45条の27第2項)	法人単位貸借対照表	○	○	○	システム	
			貸借対照表内訳表	○	○	○	システム	
			事業区分貸借対照表内訳表	○	○	○	システム	
			拠点区分貸借対照表	○	○	○	システム	
		収支計算書 (法45条の27第2項)	資金収支計算書	法人単位資金収支計算書	○	○	○	システム
				資金収支内訳表	○	○	○	システム
				事業区分資金収支内訳表	○	○	○	システム
				拠点区分資金収支計算書	○	○	○	システム
			事業活動計算書	法人単位事業活動計算書	○	○	○	システム
				事業活動内訳表	○	○	○	システム
				事業区分事業活動内訳表	○	○	○	システム
				拠点区分事業活動計算書	○	○	○	システム
	事業報告 (法45条の32)			○	×	×		
	これらの附属明細書 (法45条の32)			借入金明細書	○	×	×	
				寄附金収益明細書	○	×	×	
				補助金事業等収益明細書	○	×	×	
				事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	○	×	×	
				事業区分間及び拠点区分間貸付金 (借入金) 残高明細書	○	×	×	
				基本金明細書	○	×	×	
				国庫補助金等特別積立金明細書	○	×	×	
				基本財産及びその他の固定資産 (有形・無形固定資産)の明細書	○	×	×	
				引当金明細書	○	×	×	
				拠点区分資金収支明細書	○	○	×	
				拠点区分事業活動明細書	○	○	×	
				積立金・積立資産明細書	○	×	×	
				サービス区分間繰入金明細書	○	×	×	
				サービス区分間貸付金(借入金) 残高明細書	○	×	×	
就労支援事業別事業活動明細書				○	×	×		
就労支援事業製造原価明細書				○	×	×		
就労支援事業販管費明細書				○	×	×		
就労支援事業明細書				○	×	×		
授産事業費用明細書	○	×	×					
これらの監査報告 (法45条の32)			○	×	×			
これらの会計監査報告 (法45条の32)			○	×	×			



# 法第59条の規定により社会福祉法人が届出を行う書類等の公表について②

届出又は申請事項		所轄庁への届出又は申請事項 (法第59条)	調査事項 (システムによる県・国への報告・提供事項) (法第59条の2第2項、第3項、第6項)	公表事項 (法第59条の2第1項第3号)	公表方法	
(法第59条第2号) 財産目録等	財産目録 (法45条の34第1項第1号)	○	○	×		
	役員等名簿 (法45条の34第1項第2号)	○	×	○	法人HP等	
	報酬等の支給の基準 (法45条の34第1項第3号、法45条の35第2項)	○	×	○ (第2号)	法人HP等	
	事業の概要 その他省令で定める事項を記載した書類 (法第45条の34第1項第4号)	当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地及び電話番号その他連絡先等の当該社会福祉法人に関する基本情報	○	○	○	システム
		当会計年度の初日における評議員の状況	○	○ (一部×)	○ (一部×)	システム
		当会計年度の初日における理事の状況	○	○ (一部×)	○ (一部×)	システム
		当会計年度の初日における監事の状況	○	○ (一部×)	○ (一部×)	システム
		前会計年度及び当会計年度における会計監査人の状況	○	○	○ (一部×)	システム
		当会計年度の初日における職員の状況	○	○	○	システム
		前会計年度における評議員会の状況	○	○	○	システム
		前会計年度における理事会の状況	○	○	○	システム
		前会計年度における監事の監査の状況	○	○	○	システム
		前会計年度における会計監査の状況	○	○ (一部×)	○ (一部×)	システム
		前会計年度における事業等の概要	○	○	○ (一部×)	システム
		前会計年度末における社会福祉充実残額並びに社会福祉充実計画の策定の状況及びその進捗の状況 (規則2条の41第12号)	○	○	○	システム
		当該社会福祉法人に関する情報の公表等の状況	○	○	○ (一部×)	システム
		第12号に規定する社会福祉充実残額の算定の根拠	○	○	×	
	事業計画	○	×	×		
	その他必要な事項	○	○	○ (一部×)	システム	
	社会福祉充実計画	○	○	○	システム	
(承認の申請 法55条の2第1項)	○	○	○	システム		
(変更の承認の申請 法55条の3第1項本文)	○	○	○	システム		
(軽微な変更の届出 法55条の3第1項但書)	○	○	○	システム		

(注)・システムとは、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムをいう。

・実線はシステムを用いるもの。点線はシステムを用いないもの。

・社会福祉充実計画については、公表はシステムで行うものであるが、承認申請は文書で行う必要があるので留意すること。